

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	道路事業（無電柱化事業）				
地区名	一般県道 <small>へきなんはんたごなめ</small> 碧南半田常滑線（十一号地工区）				
事業箇所	半田市 <small>じゅういちごうち</small> 十一号地地内始め				
事業の あらまし	<p>一般県道碧南半田常滑線は、半田市中心部を通り衣浦トンネルと国道247号を結ぶ重要な幹線道路で、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための緊急輸送道路に指定されており、その中でも第一次緊急輸送道路に指定された路線となっている。</p> <p>当該路線における本事業区間は、半田市役所や半田市立半田病院および知多中部広域事務組合消防本部等災害時の重要な拠点が存在する区域を挟んだ衣浦トンネルと国道247号を結ぶ区間となっている。また、歩道内に電柱が連続的に占用された状況となっており、地震や台風などの災害時に電柱が倒壊して車両が通行不能になる可能性がある。</p> <p>こうした背景から、本事業は、電線共同溝の整備により、地域の防災性強化、歩行者等の安全確保及び良好な景観の形成を図るものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 地域の防災性強化</p> <p>② 歩行者等の安全確保</p> <p>③ 良好な景観の形成</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
事業費	事業費	内 訳			
	21.0 億円	■工事費 20.8 億円	□用補費 0 億円	■その他 0.2 億円	
事業期間	採択予定年度	2022 年度	着工予定年度	2024 年度	完成予定年度 2034 年度
事業内容	電線共同溝整備 道路延長 L=2.20km（整備延長 L=2.57km）				
II 評価					
①事業の 必要性	1) 必要性	<p>① 地域の防災性の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該路線は、半田市南部の衣浦トンネルから市中心部を通って半田市北部の国道247号線を結ぶ重要路線であるとともに、第一次緊急輸送道路に指定されているなど災害時の機能確保を優先的に考慮すべき路線であることから、電柱倒壊などによる二次災害の防止を目的として無電柱化の推進が必要である。 <p>② 歩行者等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該路線は、半田市役所や市立病院、消防署等が存在する区域に隣接し、歩行者・自転車の往来交通量が多い区域となっている。従って無電柱化により歩道内の障害となる電柱をなくし安全かつ円滑な通行空間を確保する必要がある。 <p>③ 良好な景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該路線は碧南市から半田市北部に向けて市の中心部を通る路線であり、交通量も多い路線となっている、従って無電柱化を進めることで、市中心部との連続した良好な景観の創出を図る必要がある。 			
	判定	A	<p>(A) 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p>		

【理 由】
 災害時における緊急輸送路としての機能の確保および歩行者等の安全確保と共に良好な景観の創出のため、事業実施の必要性が高い。

1) 貨幣価値化可能な効果

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】
 ・本事業は交通安全対策を主目的とした事業であるため対象外となる。

2) 貨幣価値化困難な効果

・貨幣価値化困難な効果として『集約型まちづくりの実現に寄与する』、『広域的な防災能力の向上が期待できる』、『交通弱者に対する安全性向上が期待できる』があげられる。

- ①地域の防災性の強化
 - a) 広域的な防災機能の向上が期待できる
 - ・事前評価時：地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当するため：得点「3」
- ②歩行者等の安全確保
 - b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる
 - ・事前評価時：沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共、公益施設等が位置する区間における交通安全事業に該当するため：得点「2」
- ③良好な景観の形成
 - b) 集約型まちづくりの実現に寄与する
 - ・事前評価時：道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上するに該当するため、得点「1」

達成目標(建設部方針)		評価対象の判断	貨幣価値化困難な効果 評価基準表		
			評価項目	基礎点	得点
1 あいちを高める	②地域の活性化		<input type="checkbox"/> b) 集約型まちづくりの実現に寄与する	MAX3	1
			<input type="checkbox"/> 市町村が作成する立地適正化計画に位置付けられた事業、または市街地開発事業などまちづくりと一体となった道路整備に該当する	3	
			<input type="checkbox"/> 市街地開発事業などまちづくり周辺の道路整備など、まちづくりを支援する道路整備に該当する	2	
			<input checked="" type="checkbox"/> 道路整備により、まちなみ・沿道の景観が向上する	1	
合計			3		
2 あいちを守る	④地震・津波対策 ④風水害対策		<input type="checkbox"/> a) 広域的な防災機能の向上が期待できる	MAX3	3
			<input checked="" type="checkbox"/> 地震対策アクションプランなど地震防災関連の整備計画に位置付けられた事業に該当する	3	
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する	2	
			<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路へのアクセス強化に資する事業に該当する	1	
合計			3		
	⑥交通事故対策		<input type="checkbox"/> b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3	2
			<input type="checkbox"/> 通学路や未就学児が日常的に移動する経路の安全性向上に資する事業、交通バリアフリー法における特定道路または重点整備地区における事業、生活道路の交通安全対策エリアにおける事業、自転車活用推進計画または自転車ネットワーク計画に位置付けられた事業に該当する	3	
			<input checked="" type="checkbox"/> 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通安全対策事業に該当する	2	
			<input type="checkbox"/> その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1	
合計			3		
総合計				9	6
評価値				0.67	

※道路・街路事業の事業評価マニュアル
 (令和3年3月愛知県道路維持課・道路建設課・都市整備課)による

【評価値】
 事現時：(3+2+1)点 / (Max3点 × 該当3項目) = 6点 / 9点 = 0.67

判定

A (A) 十分な事業効果が期待できる。
 B: 十分な事業効果が期待できない。

【理 由】
 貨幣価値化困難な効果の評価値は 0.67 であり、基準値であることから事業効果の発現が期待できる

③事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th>2025</th><th>2026</th><th>2027</th><th>2028</th><th>2029</th><th>2030</th><th>2031</th><th>2032</th><th>2033</th><th>2034</th><th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>設計・手続き</td> <td></td><td>←→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ガス・水道等の移設工事</td> <td></td><td></td><td>←→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>電線共同溝本体工事</td> <td></td><td></td><td></td><td>←→</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">4.2</td><td colspan="5">16.8</td><td>21.0</td> </tr> </tbody> </table>																	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計	工種区分	設計・手続き		←→														ガス・水道等の移設工事			←→													電線共同溝本体工事				←→												事業費(億円)		4.2					16.8					21.0
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計																																																																														
	工種区分	設計・手続き		←→																																																																																											
		ガス・水道等の移設工事			←→																																																																																										
電線共同溝本体工事					←→																																																																																										
事業費(億円)		4.2					16.8					21.0																																																																																			
2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年10月に電線管理者の事業実施の合意を得ている。 ・事業について地元説明を行い、合意形成を図る。なお、用地買収は不要である。 																																																																																														
3) 環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の工事となることが想定されることから、周辺地域への騒音や振動の影響について配慮した施工が必要となる。また、歩道内での工事であることから、歩行者の安全な通行について十分な対策を計画する必要がある。 																																																																																														
判定	<p>A (A) 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 愛知県電線地中化推進協議会等を活用して関係事業者協議を行うことで円滑な事業環境が整う見込みであり、計画の実効性は確保されている。</p>																																																																																														
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	<p>無電柱化工事では裏配線方式や軒下配線などの代替方式があるものの、当該区間の沿線家屋等の配線状況や周辺の道路網を考慮した場合、当該区間では電線共同溝方式が最も合理的である。</p>																																																																																													
	判定	<p>A (A) 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。</p> <p>【理由】 現地状況から電線共同溝による計画が最も合理的である。</p>																																																																																													
III 対応方針(案)																																																																																															
A		<p>(A) 事業実施が妥当である。上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。</p>																																																																																													
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																																															
<p>■対象(事業完了後 年目) □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上の支障となる要素の解消 ・歩行者等の通行に係る安全性の改善状況 ・周辺の景観性向上 																																																																																															
V 事業評価監視委員会の意見																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・一般県道碧南半田常滑線(十一号地工区)の対応方針(案)[事業実施]を了承する。 																																																																																															
VI 対応方針																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 																																																																																															